

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

令和 5 年 5 月 26 日

鶴岡市長 皆川 治

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

別紙の通り（44 地区）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 5 年 5 月 26 日

3. プラン修正理由

別紙の通り

4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（担い手）の状況

別紙の通り

5. 地域農業の将来のあり方

別紙の通り

6. 農地流動化のための農地中間管理事業の活用方針

別紙の通り

令和5年度 第1期 鶴岡市 人・農地プランの認定について（鶴岡地域）

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方				6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数			中心経営体の属性			担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方					
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者		認定農業者	認定新規就農者	一般農業者			
1	金谷	R5.5.26	・中心経営体の削除 1人 ・中心経営体の追加 1人	(8) 8	(7) 7	(1) 1	(0) 0	(8) 8	(5) 5	(0) 0	(3) 3	・担い手はいるが十分ではない。	・担い手に集積・集約化する。	・孟宗・茗荷・庄内柿の特産物と転作の枝豆の生産拡大に取り組んでおり、作業受委託や機械の共同利用を図りながら効率的農業経営を実践する。 ・個人の担い手体制としつつ、作業受委託と作業共同をすすめる。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。		
2	新赤	R5.5.26	・中心経営体の削除 1人 ・中心経営体の追加 1人	(9) 9	(8) 8	(1) 1	(0) 0	(9) 9	(4) 4	(0) 1	(5) 4	・担い手はいるが十分ではない。	・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯囲を解消する。	・水稻を中心としながら、転作田に枝豆、大豆、花き、とうとう等の園芸作物を作付し複合経営の安定を図る。 ・水稻は、需要先と連携し、コシヒカリやつや姫などの特別栽培米の生産拡大を図る。 また、農地の賃借等による規模拡大で生産拡大を図っていく。 ・一部農家では、農産物の加工も検討する。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。		
3	大泉地域 (白山、矢馳、山田、布目、大淀川、小淀川、寺田、井岡、岡山、森片、上清水、中清水、下清水、清水新田)	R5.5.26	・中心経営体の削除 3人 ・中心経営体の追加 3人 ・中心経営体の追加 1法人	(122) 123	(113) 113	(8) 9	(1) 1	(122) 123	(77) 78	(1) 1	(44) 44	・担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する ・担い手の分散錯囲を解消する ・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する	・地域の認定農業者に集積等を図り農業生産の維持をめざす。 ・集落営農組織の法人化を進め、地区農業の大きな担い手を目指すとともに、認定農業者や、個別農業法人と作業受委託等も含めて、相互連携を図っていく。 ・地区での6次産業化や観光農業に向けた取り組みも徐々にすすめていく。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯囲を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。		
4	文下	R5.5.26	・中心経営体の属性変更 1人	(15) 15	(15) 15	(0) 0	(0) 0	(15) 15	(10) 10	(2) 2	(3) 3	・担い手はいるが十分ではない	・担い手に集積・集約化する	・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・農業者と新規就農者と連携し、労働力調整とともに生産技術や経営技術の習得をともに目指す。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。		

令和5年度 第1期 鶴岡市 人・農地プランの認定について (鶴岡地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方				6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数			中心経営体の属性			担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方					
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者						
5	播磨	R5.5.26	・中心経営体の属性変更 1人	(12) 12	(11) 11	(1) 1	(0) 0	(12) 12	(11) 12	(0) 0	(1) 0	・担い手は十分確保されている ・担い手に集積・集約化する	・水稻育苗の共同化や収穫作業の集積を契機として水田の賃貸借を誘導し、規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・枝豆や大豆、花きなどの品目拡大・団地化継続とブロックローテーションへの取り組みにより、生産量・品質の向上と安定した複合経営を目指す。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。			
6	湯野沢	R5.5.26	・中心経営体の表記名変更 1人	(11) 11	(9) 9	(2) 2	(0) 0	(11) 11	(9) 9	(2) 2	(0) 0	・担い手はいるが十分ではない ・担い手に集積・集約化する	・水稻及び枝豆に関する水田農業については、規模拡大をはかりつつ、より効率化した経営をめざす。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家、自給的農家)は、農地の貸し付け等の役割を担う。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。			
7	豊浦地域 (水無、三瀬、由良、小波渡、堅苔沢)	R5.5.26	・中心経営体の削除 1人 ・中心経営体の追加 1人	(12) 12	(11) 11	(1) 1	(0) 0	(12) 12	(8) 8	(0) 0	(4) 4	・担い手は十分確保されている ・担い手に集積・集約化する ・担い手の分散錯囲を解消する耕作放棄地を解消する	・規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・新規就農者同士に連携し、労働力調整とともに生産技術や経営管理技術の修得をともに目指す。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯囲を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。			
8	上郷地域 (石山、楯川原、水沢、広浜、大谷上、大谷下、中山、矢引、中沢、大荒、上京田、金山、山口、竹の浦、草井谷)	R5.5.26	・中心経営体の削除 1人 ・中心経営体の追加 1人	(62) 62	(60) 60	(2) 2	(0) 0	(62) 62	(49) 48	(1) 2	(12) 12	・担い手に集積・集約化する ・担い手の分散錯囲を解消する耕作放棄地を解消する	・規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・集落の機械共同利用組合により、共同作業により農作業を実施する。 ・新規就農者同士で連携し、労働力調整とともに生産技術や経営管理技術の修得をともに目指す。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯囲を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。			

令和5年度第1期鶴岡市人・農地プランの認定について(藤島地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】										5. 地域農業の将来のあり方			6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針					
				中心経営体の数			中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方									
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者												
1	上町	R5.5.26	・中心経営体の追加 1人 ・貸付意向農地の追加 1人	(14) 15	(11) 11	(3) 4	(0) 0	(14) 15	(13) 14	(0) 0	(1) 1	担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する。 ・担い手は分散錯闇を解消する。	・高付加価値として水稻特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る。 ・規模拡大農業者に農地を集積し、生産費のコストダウンを図る ・大豆を中心とした複合経営に取り組んでいく	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯闇を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。							
2	下町	R5.5.26	・中心経営体の追加 1人 ・貸付意向農地の追加 1人	(13) 14	(13) 13	(0) 1	(0) 0	(13) 14	(11) 12	(0) 0	(2) 2	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する。	・規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る ・高付加価値として水稻特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る ・複合化にも積極的に取り組んでいき、野菜の面積を増やしていく	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯闇を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。							
3	野田目	R5.5.26	・中心経営体の属性変更 1人	(15) 15	(14) 13	(1) 2	(0) 0	(15) 15	(14) 14	(0) 0	(1) 1	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する。	・規模拡大農業者や新規就農者は農地を集積し生産費のコストダウンを図る ・高付加価値として水稻特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る ・新規就農を促進していく	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯闇を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。							
4	三和	R5.5.26	・中心経営体の追加 1人 ・中心経営体の削除 1人 ・貸付意向農地の追加 2人	(13) 13	(12) 12	(1) 1	(0) 0	(13) 13	(11) 11	(0) 0	(2) 2	担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯闇を解消する。	・農業生産法人や規模拡大農家、新規就農者へ農地を集積し、耕作放棄地をなくし生産費のコストダウンを図る ・新技術等を取り入れ、高品質、高収量を目指すとともに、農作物の6次産業化、高付加価値農業を開拓する	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯闇を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。							
5	添川	R5.5.26	・貸付意向農地の追加 1人	(19) 19	(18) 18	(1) 1	(0) 0	(19) 19	(15) 15	(0) 0	(4) 4	担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯闇を解消する。	・新規就農者を促進する ・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る ・特別栽培等に取り組み高付加価値化を図る	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯闇を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。							

令和5年度第1期鶴岡市人・農地プランの認定について(藤島地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】									5. 地域農業の将来のあり方			6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針				
				中心経営体の数			中心経営体の属性			担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方								
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	認定農業者	認定新規就農者											
6	十文字	R5.5.26	・中心経営体の追加 1人	(12) 13	(12) 13	(0) 0	(0) 0	(12) 13	(8) 9	(0) 0	(4) 4	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する。	・規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る ・高付加価値として水稻特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る ・複合化にも積極的に取り組んでいき、野菜の面積を増やしていく	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯囲を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。					
7	西渡前	R5.5.26	・中心経営体の追加 1人 ・貸付意向農地の追加 1人	(9) 10	(8) 8	(1) 2	(0) 0	(9) 10	(6) 7	(0) 0	(3) 3	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する。	・今後、地域の中心となる経営体については、規模拡大を視野に入れているものの、集落内、その他の農業者については、しばらく現状維持と思われる	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯囲を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。					
8	上荒俣	R5.5.26	・中心経営体の属性変更 1人	(10) 10	(9) 9	(1) 1	(0) 0	(10) 10	(4) 5	(0) 0	(6) 5	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する。	・規模拡大農業者へ農地を集積し生産費のコストダウンを図る ・高付加価値として水稻特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る ・大豆を中心とした複合経営に取り組んでいく	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯囲を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。					
9	宝徳	R5.5.26	・中心経営体の削除 1人 ・中心経営体の追加 1人	(14) 14	(13) 13	(1) 1	(0) 0	(14) 14	(10) 10	(1) 1	(3) 3	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する。	・規模拡大農業者へ農地を集積し生産費のコストダウンを図る ・高付加価値として水稻特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る ・複合化にも積極的に取り組んでいき、野菜の面積を増やしていく	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。					

令和5年度第1期鶴岡市人・農地プランの認定について(羽黒地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方			6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数			中心経営体の属性			担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方			
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者			今後の地域農業のあり方			
1	大口	R5.5.26	・中心経営体の経営面積変更 1人 ・貸付意向農地の追加 1人	(7) 7	(6) 6	(1) 1	(0) 0	(7) 7	(5) 5	(1) 1	(1) 1	・担い手はいるが十分ではない。 ・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯図を解消する。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯図を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・規模拡大農業者への農地の集積や、農地の交換により、作業効率を上げ、低コスト生産に取り組む。 ・中心となる経営体以外の農業者は、草刈り等の作業受託により連携を図る。 ・飼料用米の地産地消により、農地の保全と低コスト化、付加価値養豚に取り組む。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯図を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	
2	戸野・十文字・坂ノ下	R5.5.26	・中心経営体の追加 1人 ・中心経営体の経営面積変更 3人 ・貸付意向農地の追加 6人	(11) 12	(10) 11	(1) 1	(0) 0	(11) 12	(8) 8	(0) 0	(3) 4	・担い手はいるが十分ではない。 ・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯図を解消する。 ・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯図を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し生産性向上を図り、利益の確保を図る。 ・中心となる農業者を地域で育てる環境整備を行なう。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯図を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	
3	町屋・染井屋・川行	R5.5.26	・中心経営体の面積の変更 1人 ・貸付意向農地の追加 1人	(22) 22	(21) 21	(1) 1	(0) 0	(22) 22	(12) 12	(0) 0	(10) 10	・担い手はいるが十分ではない。 ・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯図を解消する。 ・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯図を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・農業者同士に連携し、労働力調整とともに生産技術や経営管理技術の修得をともに目指す。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、水管理等の役割を担うほか、知見を活かした助言を行う。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯図を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	

令和5年度第1期鶴岡市人・農地プランの認定について(羽黒地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数			中心経営体の属性			担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方			
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
4	小増川	R5.5.26	・中心経営体の経営面積変更 1人 ・貸付意向農地の追加 2人	(10) 10	(8) 8	(2) 2	(0) 0	(10) 10	(10) 10	(0) 0	(0) 0	・担い手はいるが十分ではない。 ・担い手に集積、集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。 ・新規参入を促進して、新規参入者に集積、集約化する。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・規模拡大農業者や新規就農者へ農地集積し、生産のコストダウンを図ると共に水利の有効化を図る。 ・新規就農者の勧誘を進める。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
5	狩谷野目	R5.5.26	・中心経営体の経営面積変更 1人 ・貸付意向農地の追加 2人	(9) 9	(7) 7	(2) 2	(0) 0	(9) 9	(9) 9	(0) 0	(0) 0	・担い手はいるが十分ではない。 ・担い手に集積、集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。 ・新規参入を促進して、新規参入者に集積、集約化する。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・規模拡大農家や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・法人化とともに、地域内農地の保全を積極的に進め有効利用し、附加価値農業を展開する。 ・経営体の連携を図り、労働力調整とともに、生産・経営管理の技術向上を推し進めよう。 ・中心となる経営体と連携する者は、農地の貸付と共に労働力の提供や知見を活かした助言を行う。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
6	松ヶ岡	R5.5.26	・中心経営体の経営面積変更 2人 ・貸付意向農地の追加 2人	(17) 17	(12) 12	(5) 5	(0) 0	(17) 17	(17) 17	(0) 0	(0) 0	・担い手はいるが十分ではない。 ・担い手に集積、集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・離農・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農地中間管理機構を活用し、中心経営体への農地集積を促進し、生産費のコストダウンを図る。 ・水稻を中心しながら、野菜等との複合経営の安定化を図る。 ・法人化を目指し経営規模の拡大を目指す。 ・水稻については、集落の内外を問わず、規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・また、水田の区画が小さいので、将来、再整備の実施を検討する。 ・農業者同士連携し、労働力調整とともに生産技術や経営管理技術の修得をともにを目指す。また、今後、定年退農者が増える見込みであり、若年の新規就農者を確保し、水稻以外の果樹、畑作を含めて地域農業の活性化を図る。 ・女性農業者を中心に直売所、干物加工、笹巻き作り等に取り組んでいるが、松ヶ岡の観光面との連携を深め、更なる拡充を目指す。 ・地域内の全戸を組合員とする農事組合法人松ヶ岡農場の地域農業に果たす役割について検討してゆく。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、農用地の環境保全、集落内での共同作業等の役割を担うとともに、知見を活かした助言を行う。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

令和5年度第1期鶴岡市人・農地プランの認定について(羽黒地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方				6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数			中心経営体の属性			担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方					
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者	担い手はいるが十分ではない。	新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。	担い手の分散錯囲を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	農業者同士に連携し、労働力調整とともに生産技術や経営管理技術の修得をともに目指す。		
7	今野	R5.5.26	・中心経営体の経営面積変更 1人 ・貸付意向農地の追加 1人	(11) 11	(10) 10	(1) 1	(0) 0	(11) 11	(10) 10	(1) 1	(0) 0	・担い手はいるが十分ではない。	・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯囲を解消する。 ・耕作放棄地を解消する。 ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯囲を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・農業者同士に連携し、労働力調整とともに生産技術や経営管理技術の修得をともに目指す。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、水管理等の役割を担うほか、知見を活かした助言を行う。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯囲を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・農業者同士に連携し、労働力調整とともに生産技術や経営管理技術の修得をともに目指す。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、水管理等の役割を担うほか、知見を活かした助言を行う。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯囲を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・農業者同士に連携し、労働力調整とともに生産技術や経営管理技術の修得をともに目指す。 ・担い手の分散錯囲を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。		
8	手向	R5.5.26	・中心経営体の経営面積変更 1人 ・貸付意向農地の追加 1人	(8) 8	(8) 8	(0) 0	(0) 0	(8) 8	(7) 7	(0) 0	(1) 1	・担い手はいるが十分ではない。	・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯囲を解消する。 ・耕作放棄地を解消する。 ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯囲を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・農業者同士に連携し、労働力調整とともに生産技術や経営管理技術の修得をともに目指す。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け等の役割を担う。 ・加工、直販部門を展開し、農産物の高付加価値化を図る	・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯囲を解消する。 ・耕作放棄地を解消する。 ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯囲を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・農業者同士に連携し、労働力調整とともに生産技術や経営管理技術の修得をともに目指す。 ・担い手の分散錯囲を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯囲を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・農業者同士に連携し、労働力調整とともに生産技術や経営管理技術の修得をともに目指す。 ・担い手の分散錯囲を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。		
9	上野新田	R5.5.26	・中心経営体の経営面積変更 1人 ・貸付意向農地の追加 1人	(23) 23	(19) 19	(4) 4	(0) 0	(23) 23	(19) 19	(1) 1	(3) 3	・担い手はいるが十分ではない。	・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯囲を解消する。 ・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。 ・水稻は、集落内外を問わず規模拡大をしていく。 ・農機具の共同利用などのコストダウンを図る。 ・農業者同士の共同作業などでコストダウンを図る。	・水稻は、集落内外を問わず規模拡大をしていく。 ・農機具の共同利用などのコストダウンを図る。 ・農業者同士の共同作業などでコストダウンを図る。	・農地中間管理機構を活用した農地流動化に取り組む。		

令和5年度第1期鶴岡市人・農地プランの認定について(羽黒地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数			中心経営体の属性			担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方			
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者						
10	畠田・富沢・黒瀬	R5.5.26	・中心経営体の経営面積変更 1人 ・貸付意向農地の追加 2人	(14) 14	(12) 12	(2) 2	(0) 0	(14) 14	(12) 12	(0) 0	(2) 2	・担い手はいるが十分ではない。 ・担い手に集積、集約化する。 ・担い手の分散錯図を解消する。 ・耕作放棄地を解消する。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯図を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・規模拡大農業者や新規就農者へ農地集積し、生産コストダウンを図る。 ・新規就農者同士、労働力調整、生産技術、経営管理技術の修得を目指す。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯図を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	
11	下川代	R5.5.26	・中心経営体の経営面積変更 1人 ・貸付意向農地の追加 1人	(16) 16	(16) 16	(0) 0	(0) 0	(16) 16	(9) 9	(0) 0	(7) 7	・担い手はいるが十分ではない。 ・担い手に集積、集約化する。 ・担い手の分散錯図を解消する。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯図を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農地中間管理機構を活用し、中心経営体への農地集積を促進し、生産費のコストダウンを図る。 ・水稻を中心としながら、野菜等との複合経営の安定化を目指す。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業、自給的農家)は、農地の貸付、水管理、オペレーター等の役割を担うほか、知見を活かした助言を行い集落の営農を維持していく。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯図を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	
12	西荒川	R5.5.26	・中心経営体の経営面積変更 5人 ・貸付意向農地の追加 7人	(19) 19	(16) 16	(3) 3	(0) 0	(19) 19	(15) 15	(0) 0	(4) 4	・担い手はいるが十分ではない。 ・担い手に集積、集約化する。 ・担い手の分散錯図を解消する。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯図を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、経営費のコストダウンを図る。 ・中心となる経営体と共に集落内で作業の効率化を図る。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯図を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	
13	白山	R5.5.26	・中心経営体の経営面積変更 1人 ・貸付意向農地の追加 1人	(7) 7	(5) 5	(2) 2	(0) 0	(7) 7	(7) 7	(0) 0	(0) 0	・担い手はいるが十分ではない。 ・担い手に集積、集約化する。 ・担い手の分散錯図を解消する。 ・耕作放棄地を解消する。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯図を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・規模拡大農業者に農地集積し、生産費のコストダウンを図る。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯図を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	

令和5年度第1期鶴岡市人・農地プランの認定について(羽黒地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数			中心経営体の属性			担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方			
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者			今後の地域農業のあり方			
14	向山・桜ヶ丘	R5.5.26	・中心経営体の追加 1人 ・中心経営体の経営面積変更 1人 ・貸付意向農地の追加 2人	(8) 9	(8) 9	(0) 0	(0) 0	(8) 9	(8) 8	(0) 0	(0) 1	・担い手はいるが十分ではない。 ・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯図を解消する。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手として農地中間管理機構に貸し付ける人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・規模拡大農業者や新規就農者へ農地集積し生産費のコストダウンを図る。 ・地域の特色を活用し、高付加価値化に取り組む。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯図を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯図を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	
15	八森	R5.5.26	・中心経営体の経営面積変更 2人 ・貸付意向農地の追加 1人	(4) 4	(4) 4	(0) 0	(0) 0	(4) 4	(2) 2	(0) 0	(2) 2	・担い手はいるが十分ではないため、話し合い活動等により若手農業者への農地の集積・集約化を図る。 ・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯図を解消する。 ・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯図を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯図を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯図を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯図を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯図を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	
16	中里	R5.5.26	・中心経営体の追加 1人 ・中心経営体の経営面積変更 1人 ・貸付意向農地の追加 1人	(6) 7	(6) 7	(0) 0	(0) 0	(6) 7	(4) 4	(1) 1	(1) 2	・担い手はいるが十分ではない。 ・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯図を解消する。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・集落農業者の高齢化に伴い、地域の農業の担い手への集積が図られ持続可能な農業経営を実践するため、新規就農者を中心とした法人化に向けた取り組みを行う。 ・農地中間管理機構へ農地を貸し付け、新規就農者が中心となつた法人への集積を行い、将来にわたって持続可能な農業経営を行い、次世代につないでいく。 ・生産品目の明確化による複合経営を行い、高付加価値化をえたうえで、6次産業化に向けた取り組みを行う。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯図を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	

令和5年度第1期鶴岡市人・農地プランの認定について(羽黒地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数			中心経営体の属性			担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方		
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	認定農業者	認定新規就農者					
17	東山	R5.5.26	・中心経営体の経営面積変更 1人 ・貸付意向農地の追加 1人	(6) 6	(6) 6	(0) 0	(0) 0	(6) 6	(6) 0	(0) 0	・担い手はいるが十分ではない。 ・担い手に集積、集約化する。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯図を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・新規就農を募り、園芸・花などの複合化を推進する。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯図を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
18	月山ろく 11-3団地	R5.5.26	・中心経営体の経営面積変更 2人 ・貸付意向農地の追加 4人	(42) 42	(37) 37	(5) 5	(0) 0	(42) 42	(37) 37	(2) 2	(3) 3	・担い手はいるが十分ではないため、話し合い活動等により若手農業者への農地の集積・集約化を図る。 ・輪作体系の推進を図るために受け皿となる組織化等を検討する。 ・観光農業や小麦など各種農産物の「月山高原ブランド」化も視野に入れ、将来の農地利用のあり方を検討する。	・月山ろく11-3団地の地域農業のあり方を推進する体制整備に取り組む。 ・出羽三山・月山高原・松ヶ岡等と連携し、景観も活用した観光農業に取り組む。 ・地域内畜産農家と連携した循環型農業を推進し、高品質な農作物の栽培に取り組む。	・農地中間管理機構を活用した農地流動化に取り組む。

令和5年度第1期鶴岡市「人・農地プラン」の認定について(櫛引地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】									5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針		
				中心経営体の数			中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方				
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者							
1	丸岡	R5.5.26	・中心経営体の追加 2人 ・中心経営体の削除 1人 ・中心経営体の属性変更 1人 ・中心経営体の経営面積変更 1人 ・今後中心経営体の引受意向ある耕作面積変更 1人 ・貸付意向農地の追加 1人	(10) 11	(10) 11	(0) 0	(0) 0	(10) 11	(8) 8	(0) 1	(2) 2	・担い手はいるが十分ではない ・担い手に集積・集約化する	・中心となる経営体は、受け皿となる条件整備を促進する ・新規就農者への農地の集積も必要であり、現存施設の有効利用、中心となる経営体へ農地を提供した農業者から、水利管理などへの参加を求め、集落内での絆を維持する ・作業の効率化を目的とする農地の交換等は、所有者の理解を得ながら、可能なところは検討する ・地域の農業者の意向調査を基にした現状把握であり、今後の社会の変化に伴い隨時見なおすものとする	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける			

令和5年度 第1期 鶴岡市「人・農地プラン」の認定について(朝日地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方				6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数			中心経営体の属性			担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方					
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	認定農業者	認定新規就農者								
1	熊出	R5.5.26	・今後中心経営体の引受意向ある耕作面積変更 3人 ・貸付意向農地の追加 5人	(16) 16	(14) 14	(2) 2	(0) 0	(22) 16	(16) 10	(0) 0	(6) 6	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する。 担い手の分散錯闇を解消する	・水稻、そば、山ぶどうを中心に作付けする。 ・担い手を中心に農地を集積し、生産費用のコストダウンを図っていく。 ・新規青年就農者に農地を集積していく。	・農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として中間管理機構に貸し付ける。		
2	東岩本	R5.5.26	・今後中心経営体の引受意向ある耕作面積変更 2人 ・貸付意向農地の追加 3人	(17) 17	(14) 14	(3) 3	(0) 0	(17) 17	(11) 11	(0) 0	(6) 6	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する。 担い手の分散錯闇を解消する	・水稻、そば、山ぶどうを中心に作付けする。 ・担い手を中心に農地を集積し、生産費用のコストダウンを図っていく。 ・新規青年就農者に農地を集積していく。	・農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として中間管理機構に貸し付ける。		
3	大針	R5.5.26	・今後中心経営体の引受意向ある耕作面積変更 1人 ・貸付意向農地の追加 1人	(11) 11	(11) 11	(0) 0	(0) 0	(11) 11	(2) 2	(0) 0	(9) 9	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する。 担い手の分散錯闇を解消する	・水稻、そば、山ぶどうを中心に作付けする。 ・担い手を中心に農地を集積し、生産費用のコストダウンを図っていく。 ・複合経営に取り組み、利益の向上を図る。	・農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として中間管理機構に貸し付ける。		
4	本郷	R5.5.26	・今後中心経営体の引受意向ある耕作面積変更 3人 ・貸付意向農地の追加 3人	(28) 28	(26) 26	(2) 2	(0) 0	(28) 28	(12) 12	(0) 0	(16) 16	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する。 担い手の分散錯闇を解消する	・水稻、そばを中心作付けする。 ・担い手を中心に農地を集積し、生産費用のコストダウンを図っていく。 ・複合経営に取り組み、利益の向上を図る。	・農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として中間管理機構に貸し付ける。		
5	名川	R5.5.26	・中心経営体の属性変更 1人 ・今後中心経営体の引受意向ある耕作面積変更 1人 ・貸付意向農地の追加 1人	(15) 15	(13) 13	(2) 2	(0) 0	(15) 15	(7) 6	(0) 0	(8) 9	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する。 担い手の分散錯闇を解消する	・水稻、そば、山ぶどうを中心に作付けする。 ・担い手を中心に農地を集積し、生産費用のコストダウンを図っていく。 ・複合経営に取り組み、利益の向上を図る。	・農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として中間管理機構に貸し付ける。		
6	大網	R5.5.26	・中心経営体の追加 1人 ・今後中心経営体の引受意向ある耕作面積変更 2人 ・貸付意向農地の追加 1人	(20) 20	(19) 19	(1) 1	(0) 0	(20) 20	(4) 4	(0) 0	(16) 16	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する。 担い手の分散錯闇を解消する	・水稻、そば、山菜を中心に作付けする。 ・担い手を中心に農地を集積し、生産費用のコストダウンを図っていく。 ・複合経営に取り組み、利益の向上を図る。	・農業をリタイヤ・経営転換する人には、原則として中間管理機構に貸し付ける。		
7	大泉	R5.5.26	・今後中心経営体の引受意向ある耕作面積変更 2人 ・貸付意向農地の追加 4人	(20) 20	(19) 19	(1) 1	(0) 0	(20) 20	(4) 4	(0) 0	(16) 16	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する。 担い手の分散錯闇を解消する	・水稻、そば、山菜を中心に作付けする。 ・担い手を中心に農地を集積し、生産費用のコストダウンを図っていく。 ・複合経営に取り組み、利益の向上を図る。	・農業をリタイヤ・経営転換する人には、原則として中間管理機構に貸し付ける。		

令和5年度第1期鶴岡市人・農地プランの認定について(温海地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方			6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数			中心経営体の属性			担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方				
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者							
1	温海地域	R5.5.26	・中心経営体の追加 2人 ・中心経営体が今後引受意向のある耕作面積変更 4人	(42) 44	(38) 40	(4) 4	(0) 0	(42) 44	(25) 25	(1) 1	(16) 18	担い手はいるが十分でない。 担い手に集積・集約化する。 ・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。 ・耕作放棄地を解消する。	・温海地域は山間地が多いため、条件のよい農地については、規模拡大志向の農業者や新規就農者へ農地を集積する。 ・認定農業者や(農)かすみ等を優先して集積させ、集約できない農地はあつみ農地保全組合と協議する。	今後の地域農業のあり方	農地中間管理機構を活用した農地集積・集約を推進する。	